

# 平成30年9月市会代表質問要旨

## 久保 勝信 議員（公明）

山科区選出の久保勝信でございます。平山よしかず議員、国本ともし議員に引き続き、市政一般について質問を行います。

市長並びに副市長、関係理事者の皆様は、市民の皆様にわかりやすい、ご答弁をお願い申し上げます。

### （パリ市との姉妹都市交流について）

去る9月1日号の市民しんぶんで「パリとの友情盟約締結60周年」が特集されておりました。9月16日には京都駅ビルにおいて「パリの夕べ」が、来週には「ニュー・ブランシュKYOTO2018」が市内40箇所以上で開催されるなど、秋にはパリに関連した様々な催しが京都で予定されております。

そこで、まず初めに、パリ市との姉妹都市交流の意義などについて、お伺い致します。

姉妹都市連携の発想は、第二次世界大戦後、その反省を踏まえて、国境を越えて市民同士が草の根レベルの交流を行い、相互理解を深めることで、国と国との衝突の回避を図り、ひいては世界平和に寄与することを目的として生まれたものであります。本市では、パリ市をはじめ平成8年に締結したプラハ市まで9都市が姉妹都市として提携しております。

パリ市は本市にとって初めての姉妹都市であり、世界に無二の文化を持つ両市は、昭和33年に友情盟約締結以来、戦後の海外渡航の難しい時代から長年にわたって友情を深めてきました。

今年の6月には、本市とパリ市の友情盟約締結60周年を記念して、門川市長、寺田議長をはじめとする京都市の代表団がパリ市を訪れ、パリ市庁舎でのパリ市長への表敬訪問や記念式典の開催、ビジネス交流や動物園交流、子どもたちの絵画を通じた交流など、様々な分野で京都市とパリ市の交流が深められました。

そして、パリ市長との会談では、友好関係の一層の深化、共通課題の取り組みに向けた交流、都市政策に関する対話と協力などの意見が交わされ、その内容を政策協定の合意文書として共同宣言にして、両市長及び京都市会議長による署名を行ないました。

地球温暖化やテロなど、国境を越える問題が世界で深刻化する中で、奥深

い歴史や文化を持つ両市が、連携を強めて対応する重要性を確認し合えたのではないかと考えております。そこで、

- 1 今回、パリ市との間で結ばれた政策協定を踏まえて、これからのパリ市との姉妹都市交流の意義や、更なる深化に向けて、どのようにリーダーシップを発揮されていかれるのか、市長のご決意をお伺い致します。〈市長答弁〉

(外国人労働者と留学生の増加に向けた支援について)

次は、増加する外国人労働者と留学生に対する支援について、お伺いを致します。世界のグローバル化や国内の急激な人口減少と高齢化が進展する中において、中小企業をはじめとする人手不足は深刻化しており、政府においても、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(骨太の方針)で、外国人に対する新たな在留資格の創設を打ち出し、特に人手不足が深刻な分野に限定して最長5年の就労資格を認めることにし、併せて、留学生の就職支援策の受け入れ拡大も明記しました。

今、日本で働く外国人労働者が2017年10月時点で128万人を突破し、国籍別では、中国の37.2万人、ベトナムの24.0万人、フィリピンが14.7万人で、増加率ではネパールも31.0%と大幅に伸びております。

また、外国人労働者の割合は、定住者が45.9万人、留学生のアルバイトが29.7万人、技能実習生が25.8万人、そして専門・技術分野が23.8万人となっており、国が「国際貢献」の名目で1990年に創設した外国人研修制度からはじまり、現行の外国人技能実習制度を使って、技能実習生の割合は前年比で22%増と急伸びしており、今のペースで増え続けば5年後には50万人に達すると言われております。

さて、京都における外国人住民の特徴のひとつとして、留学生の多さが挙げられております。2017年現在の大学等に在籍する留学生は、約8300人となっており、高度な学力と旺盛な向上心を持つ、若き留学生がこの京都で学び暮らし、日本と母国、そして国際社会をつなぐ架け橋となっていることは大変素晴らしいことでもあります。

しかしながら、そのうち経済的な支援がある国費・政府派遣の留学生は、僅か12%であり、残る88%は私費留学生であります。これに加えて、日本学生支援機構の調査によれば、日本語教育機関に在籍する留学生も2017年現在で、約2200人います。

厚生労働省がまとめた2017年調査で、「外国人雇用状況の届け出状況まとめ」によれば、資格外活動を行っている留学生は、約2800人となっていますが、これらの私費留学生の多くは、アルバイト無しでは日本滞在に必要な学費や生活費が賄えないものの、入管難民法で資格外活動として認められてい

る、週 28 時間以内の就労制限を守らなければならない、破れば不法就労として摘発対象となります。しかしながら、実際には就労制限が守られていないケースが多々あると指摘されています。

特に、出稼ぎ目的の、いわゆる「出稼ぎ留学生」の存在があります。教育より学費徴収などによる収益や不法就労の斡旋に熱心な「名ばかりの日本語教育機関」や就労制限を守らない事業主など、留学生の人権を無視し、生活環境さえ、悲惨な中に置かれているとも聞きます。

2 本市としても、外国人労働者と留学生のアルバイトなどの実態調査を行うとともに、情報提供や生活相談の支援をすべきと考えますが、ご見解をお伺い致します。

また、市内においても、多くの中小企業が求人を出しても人が集まらずに、苦勞されている現実がある中で、一方で、大学のまち京都において、多くの優秀な留学生が京都で、日々、日本語や京都の文化をはじめ、自身の研究に励んでおられます。

これまで本市が取り組んでこられた留学生誘致対策と市内就労に向けた取り組みは、今後ますます重要な政策に育っていくものと考えますが、併せてご見解をお伺いします。

<市長答弁>

(新学習指導要領について)

次に、新学習指導要領のもとでの「開かれた教育課程」、更なる教育力向上の取り組みについて、お伺いを致します。

さて、来年は、明治維新により荒廃した京都のまちで、町衆たちが子どもたちの教育さえしっかりとすれば未来は大丈夫だと、明治 2 年に、学制発布に先立ち、鰻金と言われる、それぞれの家庭の私財を持ち寄り、番組小学校を創設してから 150 周年という節目を迎えます。

そうした、京都の教育の節目を迎える中で、去る 7 月末に発表された今年度の全国学力学習状況調査で、京都市の成績は、小学校で政令市 1 位となり、都道府県単位と比較しても、小学校で 5 位、中学校で 12 位と良好な結果となりました。

私は、これまで、学校現場の教職員の皆様、教育委員会、そして保護者・地域の皆様が一体となって、市民ぐるみ・地域ぐるみで進めてきた本市の教育改革の取り組みの成果が、着実に、子どもたちの学力に結びついた結果であると高く評価している一人であります。

一方で、再来年 2020 年度の小学校を皮切りに、新学習指導要領が全面实施されることとなっております。

この新学習指導要領では、その中核の理念とされている「社会に開かれた教育課程」の実現など、本市のこれまでの実践がモデルとなり、全国展開に

繋がったとのことですが、現在、本市の各小・中学校では、新学習指導要領で提起された「主体的で、対話的な、深い学び」やカリキュラムマネジメントなどの課題を、どう教育課程に落とし込むのか、研究と実践が進められていると伺っております。

そうした中、今後、プログラミング教育などの新たな取り組みへの対応も求められますが、そうした課題のひとつひとつについてもしっかりと対処して頂きながら、社会の変化が加速度を増し、複雑で予想困難な未来においても、子どもたちが、たくましく生き抜いていくための確かな力を育む教育実践を進めるために、本市の教育の更なる充実が期待されているところであります。さて、そこでお伺い致しますが、

- 3 これまでの成果に甘んじることなく、新学習指導要領が想定している、AI（人口知能）などが発達した2030年の社会も見据え、どのように子どもたちに必要な力を育ていくのか、研究・研修・実践を重ね、教員の指導力を高めながら取り組みを進めていくことが必要であると考えます。

主体的で・対話的な・深い学びをはじめ、新学習指導要領が提起する課題を踏まえた授業改善などに向けて、教育委員会として、今後どのように取り組んでいかれるのか、教育長のご見解をお伺い致します。＜教育長答弁＞

ここまでの、前半の質問と致します。

～ 分割質問のため、一旦ここで答弁 ～

（地域福祉について）

次は、「地域共生社会」の実現に向けた地域福祉の取り組みについてお伺い致します。

「地域福祉」は、日々の暮らしの場である身近な「地域」で生じる様々な課題を解決に導くために、住民の皆様や行政、関係機関と共に取り組みを進め、地域をより良くしていこう。困難を抱える方に寄り添っていこう。という「地域共生社会」を目指していくものであります。

しかし、「本市における地域福祉の取り組みに関する市民意識調査」の回答でも、◎近隣での助け合いが減少傾向にある。◎住民の交流が進まず、つながりが希薄化している。◎地域福祉活動を担う人材不足の拡大などの、課題も挙げられております。

さらには、核家族化、未婚率の上昇といった家族形態の変化や、非正規雇用の増大などの雇用形態の変化に起因する生活困窮者の増大、地域住民同士

の人間関係の希薄化など、現在社会ならではの生活課題が生まれてきております。

しかし、このたびの大阪府北部地震や平成30年7月豪雨などの大規模自然災害からは、住民の皆様が身近な地域で互いに助け合い、支え合うことの尊さを、改めて教えられました。

こうした時代と共に変化する課題に対応するために、これまで福祉サービスは、高齢、児童、障害など、分野ごとに提供されてきましたが、今後においては、分野を横断した全世代・全対象型の包括的支援体制の構築や、地域共生社会の実現が求められております。

国においては、「地域共生社会」の実現に向け、社会福祉法の改正が行われ、本年4月1日に施行されたところでありますが、改正社会福祉法では、地域の課題解決のための支援が、地域住民や福祉の関係機関の連携の下で、包括的に提供されることを目指すことと共に、これまで任意とされていた「地域福祉計画」の策定についても、市町村の努力義務として、その責務が明記されました。

本市では、これまでから「京・地域福祉推進指針2014」を「地域福祉計画」として位置づけて、地域福祉の推進に取り組んできましたが、今年度、推進指針の改定を行う予定となっております。

私は、地域に住む人たちが、様々な支援を必要とする人を、「わがこと」と捉えて、支え合って、共に暮らしていける社会を創っていくことが、人にも優しく災害にも強い社会を創っていくことになると確信しております。

これまでの「地域福祉指針」の取り組みにおいても、地域において複合的な課題を抱える方や、社会的孤立、制度の狭間で苦しんでおられる人に対して、福祉の専門職や専任の保健師が寄り添う支援を行う「地域あんしん支援員設置事業」や不良な生活環境を解消するための支援、いわゆる「ごみ屋敷」対策などの充実が図られたところであります。

今後、益々増加が予想される、地域の福祉課題に対応するためにはこれらの対策に加えて、早期に課題を把握し、対応する「予防的視点」からの取り組みが望まれるところであります。そこで、

- 4 本市における、「京・地域福祉推進指針」の改定に当たって、地域力の強化や、総合的な相談支援体制の構築など、どう取り組まれるのか、お答えください。〈市長答弁〉

(周辺地域における公共交通網について)

次に、持続可能な都市構築プランの策定と合わせた、周辺地域における公共交通網形成について、お伺い致します。

本市では、これまでから「都市計画マスタープラン」に基づく都市づくりが進められており、交通拠点の周辺に都市機能を集積させるとともに、地域コミュニティを基本とした生活圏の維持・構築をはかることで、それぞれの地域が公共交通などにより、ネットワークされた暮らしやすく、持続可能な都市構造を目指してきました。

しかしながら、本市においても、人口減少社会が到来する中で、将来にわたって暮らしやすく、魅力と活力ある都市の構築が課題となっており、現在、市民意見募集が行われている「持続可能な都市構築プラン（仮称）」の骨子案では、市内の各地域がネットワークする持続可能な都市構造を目指すこととし、市民、事業者、行政が協働して、持続可能なまちづくりを進める方針が示されております。

一方、市民の方々が安心、快適に暮らせる持続可能なまちづくりを進めるにあたり、このプランだけでなく、公共交通網の計画がその両輪になるべきと考えております。

例えば、私の地元の山科区などにおける地域の公共交通については、現在でも既に、1時間に1本のバスを待つ地域も多く、地域住民の移動の利便性を確保するうえで、大きな課題が生じてきております。

- 5 この間、地域の住民の方々による、熱心な公共交通の利用促進の取り組みや民間事業者による経営努力などが行なれてきましたが、今後一層、高齢化が進むなかで、このままでは、全ての人が快適、便利に利用できる公共交通の確保に向けて、限界があると言わざるを得ないと考えております。

そこで、持続可能な都市構築プランが進む中で、こういった課題なども踏まえて、とりわけ、周辺地域における公共交通網の形成について、本市が主体性をもって検討していくべきと考えますが、ご見解をお伺いします。〈植村副市長答弁〉

(稲荷山トンネルの交通対策について)

最後に、新十条通り無料化に伴う、山科区の安全対策、渋滞対策についてお伺い致します。

新十条通りについては、山科区から幹線道路整備に係る請願が、昭和52年、京都市会において全会一致で採択され、以降、様々な検討を経て平成9年7月に着工し、そして平成20年6月に有料道路として、山科区民の悲願ともいえる道路として開通を致しました。

しかし、新十条・稲荷山トンネルの交通量は、約8000台で、計画の交通量

を大幅に下回っている状況が、今も続いてきました。

そこで、本市として、2016年7月と12月に、国の石井国土交通大臣に対して、無料化の要望を強く訴えて参りました。

その結果、2016年12月には、国の「近畿圏の新たな高速道路料金に関する具体方針・案」などにより、明年3月に、京都高速の新十条通りは京都市に移管され、油小路線はNEXCO西日本に移管されることが決定いたしました。

これまでからも、京都の東の玄関口としての山科であります。三条通り、国道1号の五条通りは、現在でも慢性的な交通渋滞や通過交通の多さなどにより、住環境に対する課題を長年抱えてきましたが、今回、新十条通りは、移管に伴い無料化されることから、山科区から市内中心部へのアクセスが大きく向上し、車の流れは大きく変化すると予想されております。

新十条・稲荷山トンネルの交通量は、現在の約8000台から無料化により、約2万台に増加すると想定されておりますが、増加する交通量の大部分は、山科地域と市内中心部の間の利用者であると見込まれ、移動時間の短縮とともに、並行する国道1号などの交通量が減少することが見込まれるなど、京都市民にとっても大きなメリットがあると考えられます。一方で、

- 6 新十条・稲荷山トンネルの交通量が大きく増加することにより、本市が管理するトンネルでは最長であるとともに、交通量が最大となることから、特に利用者の安全対策については、万全を期さなければなりません。また、特に危惧されることは、山科区内の生活道路における渋滞対策や安全対策であります。交通管理者である京都府警と十分に連携をはかりながら、地域とも協議を重ねて、交通規制や道路改良なども検討すべきと考えます。

移管まで半年余りとなった現時点での、移管に向けた取り組み状況について、お答えください。〈植村副市長答弁〉

以上で、質問を終わります。有難うございました。